

## よくある質問【一般提携契約について】

2021年4月1日制定

### 1. 一般提携の概要

No	質問	回答
1-1	2014年度まで NCS が募集していた加盟充電器と、現在募集している一般提携充電器との違いは何か。	<p>加盟と一般提携は、充電器の設置および維持などにかかる費用を誰が負担しているかで区分しています。</p> <p>加盟充電器は、政府の補助金ではまかないきれない充電器の設置および維持などにかかる費用を、NCS が負担し、権利金として設置事業者さまにお支払いしているものです。</p> <p>一方、一般提携充電器は、設置事業者さまが設置および維持などにかかる費用を負担し、運用しているものです。そして、その充電器を e-Mobility Power のネットワークに接続し、会員が充電カードで利用できる状態にしているものです。e-Mobility Power は、その対価として、ユーザーが利用した従量電気代相当額を提携料として設置事業者さまにお支払いします。</p>
1-2	e-Mobility Power ネットワーク会員、あるいは非会員とは具体的に誰のことか。 一般提携契約の条件として「充電器を利用できるようにすること」とあるが、会員の認否はどのように判断するのか。	<p>e-Mobility Power ネットワーク会員とは、e-Mobility Power や自動車メーカーなどが発行する「チャージスルゾウ」ロゴ又は e-Mobility Power のロゴのついた充電カードを交付された方のことです。</p> <p>一方、充電カードを用いずに、都度払い（ワンタイム/ビジター）で充電器を利用する方が非会員となります。</p> <p>e-Mobility Power ネットワーク会員は、充電器の認証機を介して会員認証を行い、これにより契約した会員料金で充電器の利用ができます。なお、充電カードを持たない非会員の利用条件や利用料金については、それぞれの充電器の運用主体である設置事業者さまが決定します。</p>

### 2. 提携契約の内容

No	質問	回答
2-1	「認証プロバイダー」とは具体的に何か。 また、認証プロバイダーが一般提携契約の条件に記載の会社と異なる場合でも応募は可能か。	<p>認証プロバイダーとは、充電会員の認証や利用記録の管理など充電サービスシステムを担う会社です。</p> <p>e-Mobility Power は、認証プロバイダー5社（エネゲート、ジャパンチャージネットワーク、トヨタコネクティッド、日本ユニシス、NEC）とシステム連携しています。-</p> <p>また、5社以外の認証プロバイダーを利用しても応募は可能ですが、同認証プロバイダーに e-Mobility Power のシステムと連携できる仕組みを構築していただく必要があります。</p>
2-2	従量電気代相当額として e-Mobility Power から支払われる提携料には、設置事業者が電力会社に支払う電	e-Mobility Power が支払う提携料は、充電カード会員が充電器を利用した時間に応じた一律の金額となります。

No	質問	回答
	<p>気料金の基本料金および従量料金が全て含まれるのか。 あるいは、認証プロバイダーに支払う通信契約費用なども含まれるのか。</p>	<p>急速充電器は 10.78 円（税抜価格 9.8 円）／分、普通充電器は 1.65 円（税抜価格 1.5 円）／分です。 その他の維持費用については、設置事業者さまにてご負担をお願いします。</p>
2-3	<p>e-Mobility Power からの年 1 回の提携料はいつ支払われるのか。 数回に分割しての支払いは可能か。</p>	<p>提携料の支払い時期は、充電サービスの運用開始日に応じて異なります。 提携約款の別紙部分に掲載していますので、ご確認ください。なお、支払タイミングは年 1 回で、分割してのお支払いはできません。</p>
2-4	<p>提携条件にある、「通電開始時刻、通電終了時刻、通電時間の取得」および急速充電器の「1 回 30 分を上限とする通電時間設定」は、具体的にどうするのか。</p>	<p>具体的な設定方法は、各充電器メーカーにご相談ください。 これらのことが対応できない充電器の場合は、提携はできませんのでご注意ください。</p>
2-5	<p>提携約款や提携条件に記載されている、「会員への充電サービスの提供に必要な情報の、当社に対する継続的な提供」は、具体的にどのような方法になるのか。</p>	<p>設置事業者さまご自身で、Web から変更連絡をしていただけます。 具体的な方法については、提携契約の審査終了後に、別途ご案内します。</p>
2-6	<p>一般提携契約の条件である日常のメンテナンスなどや、故障時の充電器メーカーへの連絡や修理手配などの利用再開までのフォローアップは、設置事業者自身が対応するのか。 充電器メーカー系のメンテナンス会社などへの委託は可能か。</p>	<p>充電器の日常点検、清掃、保守、メンテナンスや故障時の充電器メーカーなどへの連絡は、設置事業者さまにて対応していただけます。 これらの対応をメンテナンス会社や e-Mobility Power などに業務委託することは可能ですが、委託費用などは設置事業者さまのご負担となります。</p>
2-7	<p>「コールセンターサービスの提供」とはどんなことか。 コールセンターサービスは設置事業者自身での対応は可能か。24 時間 365 日の対応が必要か。</p>	<p>コールセンターサービスとは、充電器利用に関する問い合わせや利用時のトラブル、あるいは故障などの問い合わせへ対応するサービスのことです。 充電サービスを提供される時間内では、これらのコールセンターサービスを提供していただくことになります。 コールセンター対応は設置事業者さま自身にて対応いただくことも可能ですが、その場合、問い合わせ先は設置事業者さまの連絡先を明示していただけます。これらの対応をコールセンター会社や e-Mobility Power などへ業務委託することは可能ですが、委託費用などは設置事業者さまのご負担となります。</p>
2-8	<p>e-Mobility Power マークのついた会員カードを所持していない非会員が、一般提携充電器を利用した場合、その料金設定や収納は、どうなるのか。</p>	<p>会員カードを所持しない非会員の方の料金設定や料金収納などは、充電器の設置事業者さまにて実施していただくことになります。</p>

### 3. 一般提携契約の条件

No	質問	回答
3-1	一般提携充電器の募集期間はいつまでか。	募集期間は現時点では特に定めていません。 ただし、諸般の状況に応じて予告なく終了する場合があります。
3-2	一般提携の契約期間は1年間となっているが、更新手続きはどうか。	契約更新の手続きは、双方からの契約終了に関する通知（約款第12条）がない限り、原則として自動更新となります。
3-3	応募は充電器1基から可能なのか。複数基での応募や、基数が多い場合でも応募は可能か。	一般提携条件を満たす充電器であれば、1基から応募は可能です。基数の制限もありません。
3-4	認証機がない充電器でも応募は可能か。	認証機がない充電器での応募はできません。 e-Mobility Power のシステムと連携している認証プロバイダーとの通信利用契約の締結、および認証機の搭載が必要です。
3-5	充電器設置場所の制限や施設要件の設定などはあるのか。	施設要件は特にありませんが、会員制充電サービスが備える公共性に鑑み、一定の法規制をされている施設や、部外者の立ち入りを制限している施設など、一般提携の必要がないと認められる場合は対象外とする場合があります。
3-6	設置事業者として、希望する任意の充電サービス開始日を指定できるのか。	充電サービス開始日の指定は承っておりません。申請から運用開始日まで概ね1カ月程度要するため、余裕をもってお申し込みください。
3-7	「e-Mobility Power が提供する提携店シール」とは、具体的に何か。なぜ、充電器への貼付が必要なのか。	提携店シールは、「チャージスルゾウ」ロゴ又は e-Mobility Power のロゴが入った、提携充電器を示すシールです。 充電に際して、e-Mobility Power ネットワーク会員として利用できる充電器であることを確認するために必要となります。充電サービス開始前に設置事業者さまにて充電器への貼付をお願いします。

### 4. 申請方法

No	質問	回答
4-1	応募は e-Mobility Power ホームページの Web 申請のみか。Web が利用できないので、郵送による申請は可能か。	申請方法は Web のみのとなります。 充電サービス開始後に事業者さまがおこなう運用も Web 利用を前提としています。
4-2	申請に必要な情報が揃わない場合でも申請は可能か。申請することで必ず審査は承認されるのか。	Web の指定フォームによる申請となりますので、必要とする情報が揃わない場合は、申請画面が進まず申請自体が完了しません。また申請内容に不備が認められた時は、審査承認とならず一般提携契約ができません。 したがって、申請前にはあらかじめ一般提携契約の約款および契約条件

No	質問	回答
		の十分な確認、加えて申請フォームの入力項目の事前確認をお願いします。
4-3	応募に際して、充電器設置事業者に代わって充電器設置工事店などによる代理申請は可能か。 あるいは、充電器の運営を行う運営事業者などからの応募申請は可能か。	原則として、申請は設置事業者さまのみができます。充電器設置工事店などからの代理申請はできません。 なお、充電器の運営を業務委託し、充電器利用に関する問い合わせ、メンテナンス、提携料の支払先などが委託先の運営事業者である場合には、その運営事業者からの応募申請は可能です。
4-4	Web での申請から充電サービス開始までの具体的な手続きは何があるのか。 申請からサービス開始までの期間はどのくらいか。	e-Mobility Power では、Web 申請を受理したあと、申請内容を確認、審査し、充電サービス開始に支障がなければ、審査結果として提携店シールなどの送付と併せて運用開始日を連絡します。 申請内容に不備や問題がなければ、申請から運用開始日まで概ね 1 ヶ月程度となります。なお、手続きの集中や、不備があった場合の設置事業者さまとのやりとりなどにより、運用開始日が延びることもありますので、あらかじめご了承ください。
4-5	申請後のキャンセルは可能か。申請内容の修正や変更がある場合は、どうすればよいのか。	申請内容の変更や修正、あるいはキャンセルについては、できるだけ速やかに e-Mobility Power へ個別に連絡をしてください。

## 5. その他

No	質問	回答
5-1	充電器の設置に際して、政府の補助金である次世代自動車振興センター（以下、NEV）の補助金を活用することは可能か。	充電器の設置に際し、NEV などの補助金を活用することは可能です。特に補助金を活用した新しい充電器とは積極的に提携を進めたいと考えています。なお、NEV 補助金の詳細については、以下をご確認ください。 次世代自動車振興センター 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_outline.html">http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_outline.html</a>
5-2	既設の充電器において NEV 補助金も活用しながら認証機の取り付けを行う場合、具体的な手続きはどう進めればよいのか。	既設の充電器への認証機取り付けに関する NEV 補助金対象の確認については、充電器メーカーにご相談ください。
5-3	e-Mobility Power 以外でも、「カード発行事業者である日産、トヨタ、三菱、ホンダの各自動車メーカーなどの個別交渉が可能」とは、どういうことか。個別交渉をすることでのメリットはあるのか。	e-Mobility Power 以外でも、カード発行事業者である各自動車メーカーなどとの個別のご相談も可能です。 ただし、ネットワーク参加の条件や契約方法も含めて、設置事業者さまご自身で各自動車メーカー個別に詳細の確認、および提携交渉をしていただくこととなります。